

平成 21 年 8 月 21 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

生命保険商品「夢みるこどもの学資保険」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、平成 21 年 8 月 24 日(月)より、子ども保険「夢みるこどもの学資保険」（引受保険会社：アフラック<アメリカンファミリー生命保険会社>）の取扱いを開始します。本商品の主な特徴は以下のとおりです。

1. 保険料平準払の学資保険

本商品は、保険料を平準払で払い込みいただき、お子さまの高校入学時に「学資一時金」を、大学入学時から 4 年間にわたり「学資年金」を受け取れる保険です。「学資年金」については大学入学前に受取が可能となるよう、受取開始年齢を「17 歳」または「18 歳」から選択できます。また「学資一時金」と「学資年金」の総額が払込保険料を上回る(※)保険です。

(※) 学資年金支払開始日前に解約された場合、解約払戻金は多くの場合、払い込みいただいた保険料を下回ります。

2. 保険料の払込期間の選択が可能

保険料の払込期間を「全期払」「10 歳払済」「一括払（全期前納払）」から選択することができるため、様々なお客さまの教育資金準備の計画にお応えすることが可能です。

3. 特則、特約の付加により保障の充実が可能

加入時に任意で以下の特則、特約を付加することで、保障を更に充実させることができます。

(1) 保険料払込免除特則

契約者が死亡、高度障害など万一のことがあった場合、以後の保険料の払い込みが免除となる特則です。本特則を付加できる契約者の年齢は、男性は満 18 歳～満 50 歳、女性は満 16 歳～満 50 歳です。

(2) 指定代理請求特約

契約者が事故や病気等により保険料の払込免除を請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が契約者に代わって保険料の払込免除を請求できるようにする特約です。保険料払込免除特則を付加した場合、自動的に付加されます。

(3) 出生前加入特則

本特則を付加すると、被保険者となるお子さまの出生予定日の 140 日前からご契約をお申し込みいただくことができます。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

(別紙1)

<夢みるこどもの学資保険 商品概要>

正式名称	こども保険〔2009〕
学資年金支払開始年齢	17歳、18歳
加入年齢	契約者：制限なし (保険料払込免除特則を付加した場合) 男性・・・満18歳～満50歳 女性・・・満16歳～満50歳 被保険者：17歳払済・・・0～満7歳 18歳払済・・・0～満7歳 10歳払済・・・0～満5歳 (出生前140日以内の加入可)
保険料払込期間	全期払(17歳払済・18歳払済)、10歳払済、一括払(全期前納払)
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込経路	口座振替扱
給付内容	学資一時金：15歳(50%) 学資年金(4回) 17歳支払開始：17歳(100%)、18歳(50%)、19歳(50%) 20歳(50%) 18歳支払開始：18歳(100%)、19歳(50%)、20歳(50%) 21歳(50%) ※()は基準学資年金額(第1回学資年金額)に対する割合 死亡給付金：既払込保険料相当額
最高基準学資年金額	基準学資年金額500万円(受取総額1,500万円)
最低基準学資年金額	基準学資年金額40万円(受取総額120万円)
付加できる特約・特則	保険料払込免除特則、出生前加入特則、指定代理請求特約
ご契約の通算限度	被保険者：基準学資年金額500万円まで 契約者：保険料払込免除特則付加契約を通算して 基準学資年金額500万円まで(保険料払込免除特則なしは通算対象外)
配当金	なし
解約払戻金	あり(払込保険料、経過期間等により計算)

(別紙2)

<生命保険に関する留意点>

- ご検討にあたっては、各商品の契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 保険商品の一部には、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかるものがありますが、商品により異なりますので表示することができません。
- 保険商品の一部には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込む等のリスクがあります。
- 当資料に記載しております保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。このため、契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 保険商品は預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。